

公益信託 鈴木万平記念薬学奨学基金
2021 年度 奨学生募集要項

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1.奨学生の資格 *右記の事項すべてに該当する者 | 国内の大学において薬学部に通う大学生で、学業・人物ともに優秀であり、わが国薬学の発展の担い手となり得る人材で経済的理由により修学が困難な状況にある者。 (各大学からの推薦は3年生1名とします) |
| 2.奨学金の額 | 月額 50,000円を給与 (返済の必要はありません) |
| 3.給付時期・方法 | (1) 給付時期：奨学金は、原則として5月、7月、10月及び1月にそれぞれ3ヶ月分を支給します。ただし、新規採用における初回は9月に4月から12月までの9ヶ月分を支給します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。 |
| 4.給付期間 | 奨学生となった年の4月から、最短修業年限の終期まで。 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、生活態度などの状況により指導上必要があると認めるとき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、休止、停止又は廃止します。この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還してください。 |
| 5.採用奨学生数(予定) | ※東大薬学部3年生から1名 |
| 6.申請手続 ※推薦された者のみ | 応募者は、次の書類を大学経由でこの公益信託の受託者に提出してください。 (1) 奨学生願書 (親権者又はそれに準ずる者と連署) (2) 収入証明書 (生計を一にする家族の収入を証するもの) (3) 在学証明書 (4) 成績証明書 (1年および2年次のもの) (5) 奨学生推薦書 (学部長又は学科長による) (6) 小論文 (制定用紙に記入する) なお、上記書類は応募者ならびに推薦人に返却いたしません。 応募期間： 2021年6月18日(金) (当日消印有効) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送 |
| 7.奨学生の選考・決定及び通知 ※推薦された者のみ | (1) 選考方法：選考は、この公益信託の運営委員会にて面接と書類選考により行ないます。面接は下記の日時に行ないますので必ずご出席ください。 <u>面接を受けることが出来ない方は不採用となりますのでご注意ください。</u> 【面接日時】：2021年8月3日(火) 午後1時より 【面接場所】：未定 面接の詳細(会場・時間・地図等)は追ってご連絡いたします。 (2) 決定通知：2021年8月下旬頃に、選考結果を所属大学・応募者に各々通知します。 |
| 8.修業報告書の提出 | 奨学生は、毎学年終了後、4月15日までに所定の生活状況報告書および成績証明書(卒業時は卒業証明書を含む)を、この公益信託の受託者に提出してください。 |

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
鈴木万平記念薬学奨学基金 申請口
TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金 概要

2021年4月

1. 名称
公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金
2. 委託者
故 鈴木 光 様
3. 受託者
三井住友信託銀行株式会社
4. 信託目的
国内の大学の薬学部に学ぶ学生で学業・人物ともに優秀でありながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、もってわが国の薬学の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。
5. 当初信託財産
金銭 8億円
6. 事業内容
国内の大学の薬学部に学ぶ学生に対する奨学金の支給
7. 事業資金
信託財産から生ずる収益金及び元本取崩金を事業費に充当する。
8. 信託管理人（敬称略）
室 津 俊 哉（公認会計士）
9. 運営委員会（5名 敬称略）
井 上 圭 三（帝京大学 副学長 当基金運営委員長）
市 川 厚（京都大学名誉教授）
鈴 木 康 夫（中部大学客員教授）
富 田 基 郎（昭和大学名誉教授）
中 村 洋（東京理科大学名誉教授）
10. 会計年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
11. 事業運営方法
募 集：全国の薬学部を有する大学に募集要項を送付し、大学の推薦を得て、希望者を募る。
選 考：当基金の運営委員会で行う。
奨学金：支給月額；5万円（返還義務なし）
採用人数；毎年10名程度（大学3年生）
支給期間；正規の最短修業年限
支給方法；年4回、本人の銀行預金口座に振込により行なう。
12. 信託期間及び終了原因
（1）期間は特に定めない
（2）次の場合に信託は終了する
① 信託目的の達成または達成不能が明らかになったとき
② 信託財産がなくなったとき
13. 信託終了時の残余財産の帰属
類似の目的を持つ他の公益信託、国もしくはは地方公共団体に寄付する。
14. 主務官庁
文部科学省（高等教育局学生留学生課）
15. 設定日
平成11年4月14日

公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金

設 定 趣 意 書

私の亡き夫鈴木万平は、縁あって戦後三共株式会社の経営を引受け、その半生を製薬業界発展のために捧げました。

夫は、昭和50年12月3日永遠の旅路に赴きましたが、それからはや23年、ひたすら夫の菩提を弔いながら余生をすごして参りました私も、既に齢い87を数え、再び夫の許に参る準備も必要と感じる今日この頃となりました。

ついでには、夫から受け継いだ財産は最早や私にとっては不必要なものであり、この財産を幸運にも産み出していただいた社会に還元してゆくことが私の責務と考えております。

夫は、存命中、学生の育英事業に関心を抱いておりました、長い間苦学生に個人的に奨学資金を提供して参りました。その志を活かすことのできる分野にお役立ていただければ、私としては願ってもないことです。

今日の財産は、夫の人生に最も関係の深かった、製薬分野で築いてきたことでもありますので、薬学関係を学ぶ学生達のための奨学金として、8億円をもって公益信託を設定する決意をしました。

このささやかな基金が薬学関係の学問を学ぶ学生達に活用され、わが国の薬学の発展に寄与する人材が育ってくれればと願っています。それが亡き夫の遺志でもあり、心から喜んでくれるものと信じます。

平成11年3月24日

公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金
委 託 者 鈴 木 光